

上野公園内市有未利用観光施設
貸付事業実施要項

2025(令和7)年 5月

伊賀市

1. 事業概要

(1) 概要

伊賀市(以下「本市」という。)が管理する以下の公有財産(以下、「貸付物件」という。)において、上野公園に來訪する観光客の満足度の向上を目的とした事業を行う者を募集する。

なお、事業者の選定は本要項に定める貸付条件の範囲内で、事業者の運営アイデアなどを企画提案していただき、それらを総合的に評価する公募型プロポーザル方式とする。

(2) 貸付物件

名称	旧上野公園観光食堂
所在	伊賀市上野丸之内117番13 上野公園内 (グーグルマップ「上野公園観光食堂」で検索)
施設概要	貸付面積:97.20㎡ 建物構造:鉄筋コンクリート造1階 付属設備:別紙「物件調書」を参照

2. 貸付の条件

- | | |
|----------|---|
| ① 契約形態 | 借地借家法第38条に規定する定期建物賃貸借契約 |
| ② 貸付期間 | 契約日(令和7年7月初旬以降予定)から令和10年3月31日 |
| ③ 貸付料 | 年額 181,100円以上
(応募者はこれを下回らない金額で提案すること) |
| ④ 保証金 | 貸付料の12分の1 |
| ⑤ 使用上の条件 | 別紙「上野公園内未利用市有観光施設観光食堂
貸付事業仕様書」参照。 |
| ⑥ その他 | 使用の用途などは申請時に提出していただく、
「(様式4号)」企画提案書」に基づき、契約時に市と協議の上
決定する。 |

3. 参加要件

(1) 参加資格

申請者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。ただし、参加資格確認後であっても、契約までの期間中に要件に該当しないことが明らかになった場合は欠格とする。

- ① 本実施要項、物件調書、仕様書等に定める事項を了承した上で、誠実に履行できる事業者であること。
- ② 個人住民税又は法人市民税に滞納がないこと。
- ③ 複数の法人による共有、共同の利用をしないこと。
- ④ 申請者が、契約者となること。

- ⑤ 誓約書(様式第2号)に記された内容に反していないこと。

(2) 注意事項

- ① 申請期限を厳守すること。
- ② 必ず本実施要項、物件調書、仕様書等に記載されている事項を了承した上で、申請すること。同書に記載されている事項に反する使用内容等で申請された場合は、審査の対象外とする場合がある。
- ③ 提出書類の記載漏れ、不備等がないようにすること。申請後、申込者からの依頼による書類等の変更、返却は一切受けつけないこととする。

4. 申請について

(1) 申請

- ① 期間 令和7年5月30日(金)～令和7年6月20日(金)17時まで
- ② 方法 下記メールアドレスに一式まとめて送付。
※件名に【貸付事業応募】と記載。
※添付資料は全て合わせて10MB以下とすること。
※受信確認の返信メールを送りますので必ず確認すること。
申請先:伊賀市観光振興課 kankou@city.iga.lg.jp
- ③ 提出書類 (ア) (様式第1号) 申請書
(イ) (様式第2号) 誓約書 (署名押印の上、スキャンして提出)
(ウ) (様式第3号) 事業実施概要書
(エ) (様式第4号) 企画提案書
(オ) (任意様式) 事業収支計画書
【個人の場合】
(カ) 個人住民税に係る完納証明書
(キ) 決算書又は決算書に類するもの(直近2年分)

【法人の場合】
(ク) 法人市民税に係る完納証明書
(ケ) 決算書(直近2年分)
(コ) 定款又はこれに類する書類(最新のもの)
- ※ 上記様式のうち(ア)～(エ)は、市ホームページからダウンロード可。

(2) 質問の受付

- ① 質問受付期限 令和7年6月15日(日)17時00分まで。
- ② 質問方法 質問書(様式5)により電子メールで提出。

Mail : kankou@city.iga.lg.jp

※件名に【貸付事業応募】と記載。

※上記以外の方法(電話、口頭等)では受付しないこととする。

③ 質問回答方法 回答は、6月17日(火)以降に市ホームページで公表する。

(3) 現地見学

次の日程で施設を開放する。

(ア) 令和7年6月13日(金)13時~17時

(イ) 令和7年6月14日(土)13時~17時

※現地での質問は受け付けない。

5. 審査

(1) 方法

観光振興課に設置する「令和7年度上野公園内市有未利用観光施設観光食堂貸付事業に係る審査選定委員会」(以下「審査選定委員会」という。)において、審査及び選定を行う。

(2) 審査基準

評価項目	評価基準
企画提案	○滞在時間の延伸に資する提案となっているか ○消費単価の向上に資する提案となっているか ○再来訪意向の向上に資する提案となっているか
実施体制・運営能力	○事業の実施体制が明確であり、運営に必要な人員体制や役割分担が適切に示されているか
実現可能性	○企画提案を実現する収支計画となっているか
	○関係法令等、実現可能な計画となっているか

(3) 運営事業者の選定

書類審査及びプレゼンテーションにより企画提案内容等を総合的に評価し、最優秀提案者及び次点者を選定する。**プレゼンテーションは7月3日(木)午後実施予定**(時間は申請者に別途連絡)

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は選定後速やかに提案者全員に通知文書を送付する(7月初旬予定)。また、最優秀提案者は、その法人名又は個人名を市ホームページにて公表する。

なお、審査の経過や順位の公表に関する問い合わせには応じない。

(5) 選定後の手続き

最優秀提案者を内定者とし、契約に伴う協議を行う。

6. 契約の方法・その他

(1) 契約の締結

契約の締結に要する印紙税等の費用は、事業者の負担とする。

(2) 貸付料の納付

貸付料は当該年度分を、観光振興課が発行する納入通知書に定める期日までに納付するものとする。

(3) 選定された事業者の取り消し等

① 次の場合には、事業者の内定を取り消すものとする

(ア) 提出書類に虚偽の記入があったとき

(イ) 正当な事由なく契約手続きに応じなかったとき

(ウ) 参加要件に掲げる要件に適合しなかったとき

(エ) 事業者の資金事情の変化等により、企画提案した事業の運営が確実に履行できないと判断したとき

(オ) 著しく社会的信用を損なう行為等により、事業者として相応しくないと判断したとき

② 上記による内定取り消し又は内定者の辞退等があった場合には、次点者を繰り上げるものとする

(4) その他

① 本募集への申込に要する一切の費用は、申込者の負担とする

② 提出書類は申込者に無断で事業者選定以外の目的に使用しないが、情報公開請求により公開する場合がある

7. 担当部署

〒518-8501 伊賀市四十九町3184番地 伊賀市役所

産業農林部 観光振興課 誘客推進係 担当 辻本・川崎

電話:0595-22-9670

電子メール:kankou@city.iga.lg.jp